

[論 文]

農地所有適格法人の分布特性と事業展開

Distribution Characteristics and Business Development of Vegetable Production Companies

岡 田 登¹

OKADA Noboru

I はじめに

日本では農家の高齢化や離農が進行したこともあり、1985年以降に農業産出額は減少に転じ、生産農業所得統計によれば2016年に9兆2千億円まで下落している。これに対処するためにも、1999年の食料・農業・農村基本法下において、政策的に農業経営の法人化が進められている。

農業法人²は設立主体により主に農家と農外企業に分類できる(小田ほか, 2013)。このうち農家が設立した農業法人の場合には、農家は経営規模を拡大して農業法人化するに伴い、家族的要素を基盤としながらも企業的要素を強めることで両要素を併存させながら成長している。さらに、これらの農業法人は地域内の高齢者や女性の労働力を活用するなど、社会貢献という社会的要素も加えながら多様な経営展開に向かうことが指摘されている(日本農業経営学会, 2018)。それゆえ、農家が設立した農業法人は農産物の販売以外に農産物加工品の生産や販売にも取り組んでいることも示されており、農業の高付加価値化および地域社会の維持という両面から経営戦略が立てられている(田林・菊地, 2016; 堀江, 2018; 栗林, 2019)。一方で、農家が設立した農業法人は地域内の農家との社会関係を強めて農地を確保しているが、労働力や供給量調整の面では農家や既存の集出荷組織との社会関係は薄れ、遠隔地の小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社といった産地外の主体との結びつきを強めてい

キーワード：農業法人、農地所有適格法人、分布特性、事業展開

1 鹿児島県立短期大学

2 農業法人とは法人形態で農業を営む法人である。

る（岡田，2020）。このように農業法人は地域社会と協調しながらも、生産面と流通面で独自性を強めることで、産地としての一体性を弱めており、こうした現象は脱産地化ともいえると指摘されている（高柳ほか，2010）。

一方、自治体が積極的に農外企業の支援を進めており、中小企業や食品企業を中心に農業参入している。これらの農業法人は農産物を生産するだけではなく、加工・販売の工夫によって高付加価値化を実現しており、地域農業の重要な担い手となっている（大仲，2018）。しかし、農外企業の農業参入は地域農業の維持には寄与しているが、地域農業への波及効果に乏しく、雇用確保にも十分な役割を果たしていないとの研究もある（後藤，2015；2016）。それゆえ、企業が農業に参入するには、地域の実情に合わせて経営を行ない、その一員として共存共栄を積極的に図る必要があると指摘されている（多田ほか，2011；新開，2014；室屋，2015）。

このように農家による農業法人化と農外企業による農業参入が地域に及ぼす影響に関して研究が蓄積されつつあるが、農業法人がどのように立地展開しているのかを分析した研究はまだ少ない。そのなかでも、大仲（2018）は、農外企業の農地リース方式による農業参入の立地特性を分析しており、消費市場からの近接性と自治体の支援政策によって、三大都市圏やその隣接県で農外企業の農業参入が進展していることを明らかにしている。また、柏木（2019）と後藤（2019）は、農外企業が設立した植物工場の立地動向に言及しており、植物工場の設立は減少傾向にあるものの、大都市圏だけではなく地方圏でも多く立地していることを示している。これらの研究は農外企業が農業参入した立地特性を分析しているが、農家が設立した農業法人の分布特性については触れられていない。地域農業の経営基盤が弱体化しているなかで、既存の農家の農業法人化に注目することは重要であり、これらの農業法人がどのような空間的な特性をもって設立され、その事業展開をしているのかを把握する必要もあろう。それゆえ、本研究では農家が設立した農業法人の分布特性を分析するとともに、その事業展開も明らかにすることを目的とする。

II 農業法人の組織形態と農地利用形態

農家は単独または集落営農³を組織して経営規模を拡大し、農事組合法人や株式会社等を設立して農業法人化している(図1)。この場合には農業法人は農地所有適格法人として農地所有方式で農業経営している。農家が農業法人化するメリットには、経営管理能力、対外的信用力の向上、人材の確保・育成、経営継承の円滑化があげられる。また、制度上のメリットには、税制面での優遇、社会保障制度の適用、制度資金の運用、農地取得の負担軽減があげられる(日本農業法人協会、2017)。一方、2000年以降の農地法改正により、農外企業も農地所有適格法人として農地所有方式を利用するか、一般法人として農地リース方式で農業分野へ参入している。また、農地所有適格法人は農地の所有だけでなくリースもできるため、一般法人としての農地リース方式の権利も備えている。

しかし、農家が設立した農業法人や農外企業が農地所有適格法人になるためには事業要件、構成員要件、役員要件を満たす必要がある(表1)。農家が設立した農業法人はこれまで通りに農業経営を主体としていれば、農地所有

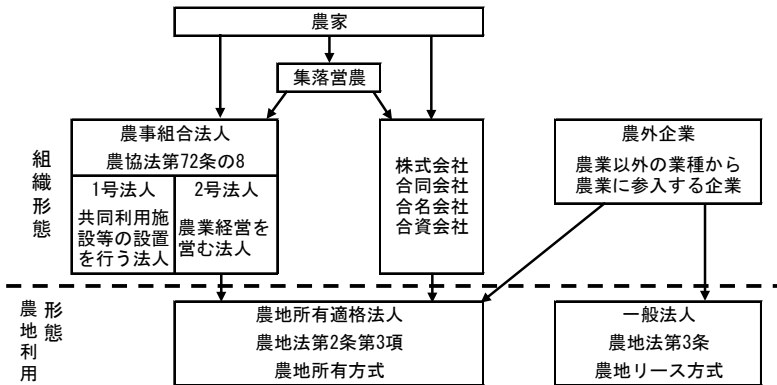


図1 農業法人の組織形態と農地利用形態
(筆者作成)

3 集落営農とは集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織である。

表1 農業法人の農地利用要件

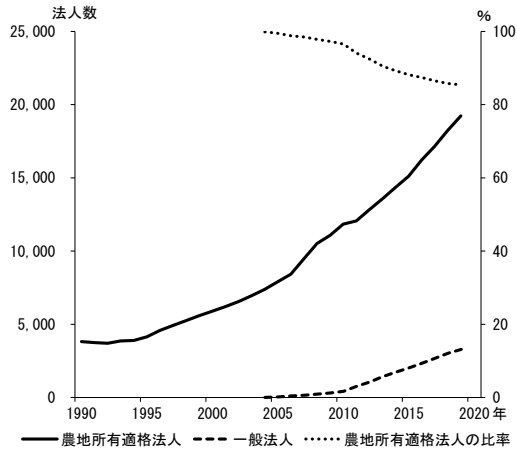
	農地所有適格法人	一般法人
利用方式	所有方式	リース方式
法人形態要件	株式会社（株式譲渡制限会社）、 農事組合法人、持分会社	—
事業要件	売上高の過半が農業または関連事業	—
構成員要件	農業関係者が総議決権の過半	—
役員要件	役員の過半が農業に常時従事する構成員 役員または重要な使用人の1人以上 が農作業に従事	役員または重要な使用人の1人以上 が農業に常時従事

注) 農地所有適格法人は農地のリースも可能である

(農林水産省経営局資料により作成)

適格法人に認定されやすい。一方、農外企業が農地所有適格法人に認定されるためには、農業や農業関連事業の売上を過半にし、役員の過半が農業に常時従事しなければならない。それゆえ、農外企業が出資して農業法人を設立し、その農業法人が農業経営を主にすることで、農地所有適格法人として認定されている場合が多い（石田，2011；大野・納口，2013；齋藤・清野，2013；大仲，2018）。また、農家が設立した農業法人や農外企業が農地所有適格法人として農地を所有するためには、地域内で信用を得ることが必要となる。これに対して、農家が設立した農業法人や地域内の農外企業は地域の信頼を得やすく、農地所有適格法人として農地を所有できる。しかし、一般的に農外企業の場合には、農地の所有権移転を伴わない農地リース方式の方が農業参入しやすい（渋谷，2014）。すなわち、農地所有適格法人として農地利用方式で農業経営している農業法人の多くは農家が設立した農業法人や農外企業が出資した農業法人であり、一般法人として農地リース方式で農業経営している農業法人は農外企業が直接経営している農業法人であると考えられる。

それを踏まえて、日本における農地所有適格法人数と一般法人数の推移をみると、農地所有適格法人は1990年に3,816法人であったが、その後増加を続けて2019年には19,213法人に達している(図2)。一方、一般法人は2004年の10法人であったが、2009年に農地リース方式による農業参入が全面自由化されると、2019年には3,286法人まで増加している。これにより、2004年には農地所有適格法人が全農業法人の99.9%を占めていたが、2019年にはそれが85.4%まで減少している。しかし、農地所有適格法人数と一般法人数の差は2004年に7,373法人であったが、2019年には15,927法人まで開いている。すなわち、農業法人の農地利用形態では農地所有適格法人数が多く、その数の増加も顕著である。また、農林水産省経営局資料によれば、2019年における一般法人の経営耕地面積⁴の平均は3.0haであるが、農地所有適格法人のそれ



注) 農地所有適格法人数は各年1月1日現在
 一般法人数は前年12月末現在
 2016年までは農業生産法人数であり、2017年からは農地所有適格法人数である

図2 日本における農地所有適格法人数と一般法人数の推移 (1990～2019年)
 (農林水産省経営局資料により作成)

⁴ 経営耕地面積とは、自ら所有し耕作している耕地(自作地)面積と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)面積の合計である。

は 28.4ha であり、経営規模の差も大きい。

さらに、2010 年農林業センサスから「農業以外の業種から資本金・出資金の提供を受けている経営体」⁵ が統計的に把握されているが、農地リース方式により一般法人が農業生産を直接行なう場合には農外企業から出資を受けていないと判断できるため、この統計データは農外企業から出資を受けている農地所有適格法人とみなすことができる（大仲，2018）。この統計データによれば、2010 年で農外企業から出資を受けている農地所有適格法人は 1,164 法人であったが、2015 年には 1,592 法人に増加しており、このうち家族経営体が 60 法人と組織形態体が 1,532 法人である⁶。しかし、2015 年の農地所有適格法人は全体で 15,106 法人存在しているため、その割合は 10.5%に過ぎない。すなわち、農地所有適格法人の多くは農家が設立した農業法人であると推察できる。このため、次章以降では農地所有適格法人として農地利用方式で農業経営している農業法人を中心に、その分布特性と事業展開を考察する。

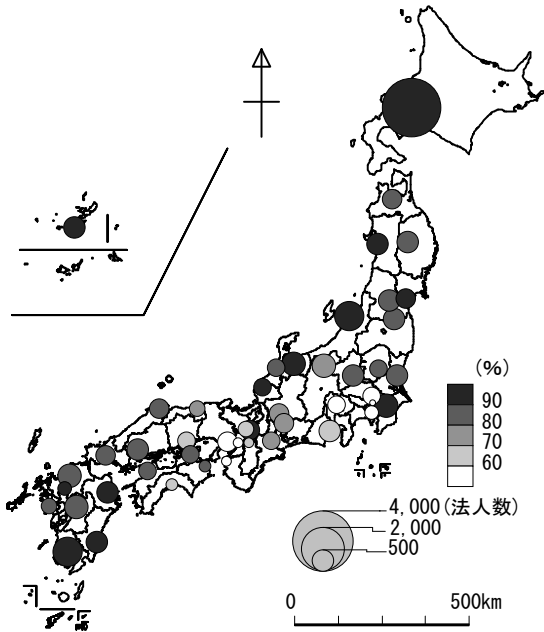
Ⅲ 日本における農地所有適格法人の分布特性と事業展開

1. 農地所有適格法人の分布特性

2019 年の日本における農地所有適格法人数は 19,213 法人と一般法人数は 3,286 法人であるが、これらを合計すると農業法人は 22,499 法人存在しており、1 都道府県当たりの農業法人数は平均 478.7 法人である。しかし、都道府県別に 2019 年の農業法人数をみると、この分布には地域的な偏りがある（図 3）。農業法人が 478.7 法人以上存在しているのは、北海道、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、長野県、静岡県、広島県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の 18 道県であり、とくに北海道、東北地方、関東・東山地方、北陸地方、九州・沖縄地方に農業法人は多い。このうち全農業法人数に占める農地所有適格法人の比率は 85.4%で

5 農外企業が自ら農業経営を行い、農外事業と農業経営を併せて行なっている場合は含まない。

6 家族経営体とは 1 世帯で事業を行う者であり、組織経営体とは家族経営体でない経営体である。



注) 農地所有適格法人数は 2019 年 1 月 1 日現在
 一般法人数は 2018 年 12 月末現在
 農業法人数は農地所有適格法人数と一般法人数の合計である

図 3 都道府県別にみた農業法人数と農地所有適格法人数の比率 (2019 年)
 (農林水産省経営局資料により作成)

ある。また、この比率が 85.4%以上の都道府県は、北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、島根県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の 23 道県であり、北海道、東北地方、北陸地方、九州・沖縄地方で比率が高い。一方、全農業法人数に占める一般法人の比率は 14.6%であるが、関東・東山地方、東海地方、近畿地方でこの比率が高い。このように、北海道、東北地方、関東・東山地方、北陸地方、九州・沖縄地方で農業法人が多く、これらの多くが農地所有適格法人として農地所有方式で農業経営している。一方、関東・東山地方、東海地方、近畿地方では他の道県と比較して

一般法人の比率が高く、これらは農地リース方式で農業経営している。

つぎに、農業センサスの「農業以外の業種から資本金・出資金の提供を受けている経営体」の統計データから、農外企業から出資を受けている農地所有適格法人の分布特性をみる（図4）。2015年に日本で農外企業から出資を受けている農地所有適格法人は1,592法人存在しており、1都道府県あたりでは平均33.9法人である。また、このような農地所有適格法人が33.9人以上の存在しているのは、北海道、岩手県、山形県、福島県、千葉県、新潟県、長野県、静岡県、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の16道県であり、全国的に広く分布している。

すなわち、農家が設立した農業法人は北海道、東北地方、関東・東山地方、北陸地方、九州・沖縄地方で多く分布しているが、農外企業による農業参入は

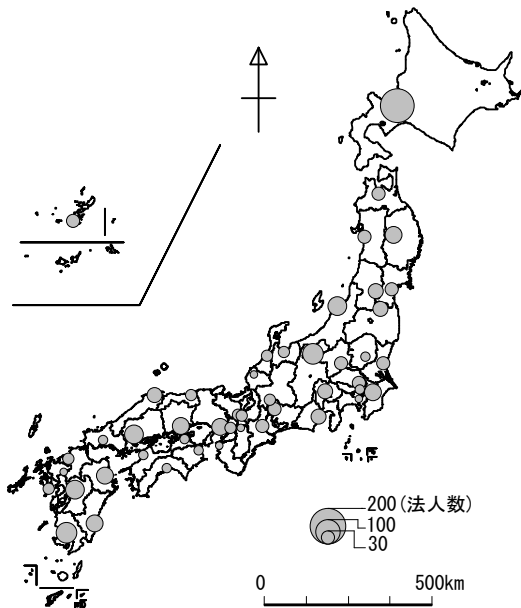


図4 農業以外の業種から資本金・出資金の提供を受けている農業法人数（2015年）
（2015年農林業センサスにより作成）

地方圏だけではなく三大都市圏でも多くみられる。

2. 農地所有適格法人の事業展開

2019年の日本における農地所有適格法人のうち8,314法人が米麦を、3,635法人が野菜を、3,264法人が畜産を主要な農産物にしており、全農地所有適格法人の79.2%がこれら上位3品目を主に生産している(表2)。地方別にみても、農地所有適格法人の多くは米麦を主に生産しているが、北海道では畜産、東北地方、北陸地方、近畿地方、中国地方では米麦、関東・東山地方、東海地方では野菜、四国地方では野菜と果樹、九州・沖縄地方では野菜と畜産も主要農産物である。

表2 各地方における農地所有適格法人の農産物(2019年)

	農地所有 適格法人 (総数)	米麦	野菜	果樹	花き・花木	工芸作物	畜産	その他
北海道	3,606	863 23.9	473 13.1	76 2.1	73 2.0	39 1.1	1,592 44.2	490 13.6
東 北	2,536	1,434 56.6	389 15.3	198 7.8	94 3.7	7 0.3	277 10.9	137 5.4
関東・東山	2,561	813 31.8	833 32.5	243 9.5	169 6.6	23 0.9	326 12.7	154 6.0
北 陸	2,117	1,878 88.7	93 4.4	35 1.7	29 1.4	2 0.1	31 1.5	49 2.3
東 海	1,263	482 38.2	284 22.5	75 5.9	158 12.5	95 7.5	119 9.4	50 4.0
近 畿	1,002	602 60.1	188 18.7	81 8.1	25 2.5	12 1.2	52 5.2	42 4.2
中 国	1,529	1,036 67.7	175 11.4	105 6.9	43 2.8	7 0.5	116 7.6	47 3.1
四 国	745	224 30.1	203 27.2	163 21.9	51 6.8	8 1.1	62 8.3	34 4.6
九州・沖縄	3,854	982 25.5	997 25.9	336 8.7	237 6.1	402 10.4	689 17.9	211 5.5
全 国	19,213	8,314 43.3	3,635 18.9	1,312 6.8	879 4.6	595 3.1	3,264 17.0	1,214 6.3

注) 農地所有適格法人数は2019年1月1日現在

農産物は粗収益50%以上のものであり、それ以外の農産物や複合経営はその他に分類される

上段: 法人数 下段: 農地所有適格法人の総数に占める当該法人数の比率(%)

(農林水産省経営局資料により作成)

つぎに、2019年の日本における農地所有適格法人の事業内容をみると、全農地所有適格法人数は19,213であるが、このうち11,623法人が農業関連事業を実施しており、60.5%を占めている（表3）。また、農地所有適格法人の農業関連事業の内容をみると、全農地所有適格法人の37.1%が農作業受託を、35.8%が貯蔵・運搬・販売を、31.3%が製造・加工の事業を実施している。地方別にみると、北海道では3,606法人が存在しているが、このうち821法人が農業関連事業を実施するだけであり、22.8%を占めるにすぎない。これ以外の地方では、農地所有適格法人の多くは農作業受託、貯蔵・運搬・販売、製造・加工の事業を実施しており、東北地方、北陸地方、近畿地方、中国地方で農作業受託の比率が高い。

表3 各地方における農地所有適格法人の事業内容（2019年）

	農地所有 適格法人 (総数)	農業関連 事業	事業内容					農業関連 事業無
			製造・加工	貯蔵・ 運搬・販売	資材製造	農作業受託	農村滞在型 余暇活動	
北海道	3,606	821 22.8	496 13.8	506 14.0	109 3.0	272 7.5	44 1.2	2,785 77.2
東北	2,536	1,860 73.3	996 39.3	1,161 45.8	294 11.6	1,302 51.3	36 1.4	676 26.7
関東・東山	2,561	1,602 62.6	937 36.6	991 38.7	177 6.9	796 31.1	53 2.1	959 37.4
北陸	2,117	1,734 81.9	497 23.5	742 35.0	212 10.0	1,529 72.2	18 0.9	383 18.1
東海	1,263	924 73.2	455 36.0	533 42.2	97 7.7	531 42.0	14 1.1	339 26.8
近畿	1,002	764 76.2	393 39.2	423 42.2	78 7.8	515 51.4	15 1.5	238 23.8
中国	1,529	990 64.7	426 27.9	423 27.7	164 10.7	769 50.3	11 0.7	539 35.3
四国	745	412 55.3	254 34.1	289 38.8	48 6.4	196 26.3	8 1.1	333 44.7
九州・沖縄	3,854	2,516 65.3	1,568 40.7	1,813 47.0	304 7.9	1,224 31.8	48 1.2	1,338 34.7
全国	19,213	11,623 60.5	6,022 31.3	6,881 35.8	1,483 7.7	7,134 37.1	247 1.3	7,590 39.5

注) 農地所有適格法人数は2019年1月1日現在

上段: 実施法人数 下段: 農地所有適格法人の総数に占める当該事業実施法人数の比率 (%)
(農林水産省経営局資料により作成)

さらに、2019年の都道府県別に農地所有適格法人の農産物と事業内容の関係性をみると、28府県で米麦生産の農地所有適格法人数が1位であり、このうち21県で農作業受託事業を実施する農地所有適格法人も1位である(表4)。次いで13都府県で野菜生産の農地所有適格法人数が1位であり、このうち8府県で貯蔵・運搬・販売事業と5都県で製造・加工事業を実施する農地所有適格法人も1位である。それゆえ、都道府県別の農地所有適格法人の経営内容から、米麦生産と農作業受託事業、野菜生産と貯蔵・運搬・販売事業および製造・加工事業との間には、農産物とその関連事業に関係性があるといえる。

次章では鹿児島県を事例に農地所有適格法人の分布特性と事業展開を考察する。2019年に鹿児島県では農地所有適格法人が863法人存在しており、この数は北海道、新潟県に次いで3番目に多い。また、鹿児島県では工芸作物の生産を主にする農地所有適格法人が237法人ともっとも多いが、その比率は

表4 都道府県別にみた農地所有適格法人の農産物と事業内容の関係(2019年)

1位	全国平均	製造・加工		貯蔵・運搬・販売		農作業受託		合計
		以上	未満	以上	未満	以上	未満	
米麦	以上	1		2		18		21
	未満			3	1	2	1	7
野菜	以上	5		8				13
	未満							
果樹	以上	1		2			1	4
	未満							
畜産	以上			1	1			2
	未満							
合計		7		16	2	20	2	47

注) 農地所有適格法人数は2019年1月1日現在

農産物は粗収益50%以上のものであり、それ以外の農産物や複合経営はその他に分類される農地所有適格法人の農産物数と事業内容数が1位の都道府県数を示す

全国と各都道府県で農地所有適格法人の農産物と事業内容の比率を比較する

表2によれば、全国における農地所有適格法人の農産物の比率は、米麦43.3%、野菜18.9%、果樹6.8%、畜産17.0%である

表3によれば、全国における農地所有適格法人の事業内容の比率は、製造・加工31.3%、貯蔵・運搬・販売35.8%、農作業受託37.1%である

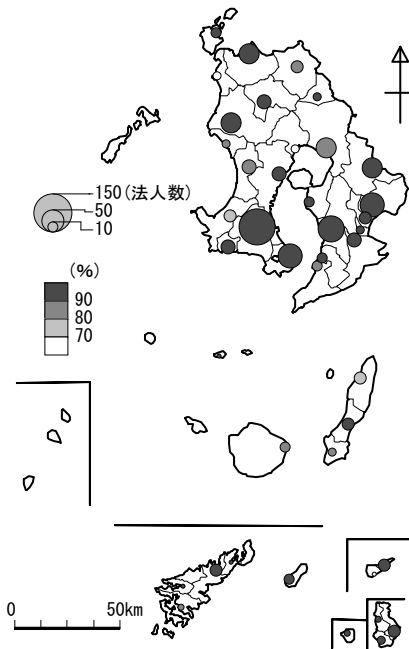
(農林水産省経営局資料により作成)

27.5%と低い。このため鹿児島県では農地所有適格法人により多様な農産物が生産されている。

IV 鹿児島県における農地所有適格法人の分布特性と事業展開

1. 農地所有適格法人の分布特性

2019年の鹿児島県における農地所有適格法人数は863法人と一般法人数は62法人であるが、これらを合計すると農業法人は925法人存在しており、1市町村当たりの農業法人数は平均21.5法人である。しかし、市町村別に2019年の農業法人数をみると、この分布には地域的な偏りがある（図5）。農業法



注) 農地所有適格法人数は2019年1月1日現在
 一般法人数は2018年12月末現在
 農業法人数は農地所有適格法人数と一般法人数の合計である

図5 鹿児島県における市町村別の農業法人数と農地所有適格法人数の比率（2019年）
 （鹿児島県農村振興課資料により作成）

人が 21.5 法人以上存在しているのは、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、南さつま市、志布志市、南九州市、さつま町の 14 市町であり、これらは県内で比較的人口の多い地域である。また、全農業法人数に占める農地所有適格法人の比率は 93.3%である。この比率が 93.3%以上の市町村は、県内全域の 23 市町村に分布している。一方、全農業法人数に占める一般法人の比率は 6.7%と低い。このように、鹿児島県では市部において農業法人が多く、このほとんどが農地所有適格法人として農地所有方式で農業経営している。

2. 農地所有適格法人の事業展開

2018 年の鹿児島県における農地所有適格法人の主要な農産物をみると、237 法人が工芸作物を、217 法人が畜産を、197 法人が野菜を生産しており、全農地所有適格法人のうち 75.4%がこれら上位 3 品目を主に農業経営している（表 5）。これら以外にも、米麦、花き・花木、果樹の生産を主にする農地所有適格法人も多い。また、市町村別に農産物の産出額と農地所有適格法人の主要な農産物を比較すると、各農産物の産出額が高い市町村において、その農産物の生産を主にする農地所有適格法人が多い傾向にある。それゆえ、農地所有適格法人は各農産物の産地において設立されており、その農産物を主にして農業経営しているといえる。

つぎに、2018 年の鹿児島県における農地所有適格法人の主要な農産物と農業関連事業の関係性をみる（表 6）。農地所有適格法人の 52.0%が貯蔵・運搬・販売を、45.3%が製造・加工を、23.5%が農作業受託の事業を実施している。また、農地所有適格法人の農産物にみると、農地所有適格法人の多くは全農産物で貯蔵・運搬・販売事業と製造・加工事業を多く実施しているものの、米麦生産では農作業受託事業も 52.3%と高い比率を占めている。一方、全農地所有適格法人の 36.3%は農業関連事業を実施しておらず、野菜、果樹、花き・花木、畜産でその比率が高い。

表5 鹿児島県における市町村別の農業産出額と農地所有適格法人の農産物（2018年）

	農地所有 適格法人 (総数)	米麦		野菜		果樹		花き・花木		工芸作物		畜産		その他
鹿児島市	23			8	248					5	53	6	1040	
鹿屋市	70			25	716					14	70	25	3333	
枕崎市	22									15	164			
出水市	43	8	173	5	259							22	1928	
指宿市	58			18	1021			19	135			17	938	
西之表市	19			8	179							6	262	
垂水市	10			6	118									
薩摩川内市	43	10	201	7	120					7	27	13	655	
日置市	21			8	171					7	61			
曾於市	42			13	451					10	114	13	2803	
霧島市	40	5	178	6	221					14	150	8	1476	
南さつま市	17	6	114							6	49			
志布志市	63			7	596					24	256	14	2988	14
奄美市	17					10	52							
南九州市	135			30	609			6	43	73	784	18	2166	
伊佐市	14	7	250											
さつま町	24							6	12	6	42	7	1112	
大崎町	18			13	539									
東串良町	8			7	437									
肝付町	19	9	40											
中種子町	14									8	145			
屋久島町	12									6	21			
喜界町	10											5	121	
徳之島町	18									5	93	7	148	
伊仙町	8									6	81			
和泊町	14			5	219			5	376					
県内合計	863	65	2140	197	8110	49	1060	58	122	237	306	217	31720	40
市町村平均	20.1	1.5	49.8	4.6	188.6	1.1	24.7	1.3	2.8	5.5	7.1	5.0	737.7	0.9

注) 農地所有適格法人の農産物は2018年12月末現在

農地所有適格法人の農産物は粗収益50%以上のものであり、それ以外の農産物や複合経営はその他に分類される

各農産物で5人以上の法人数のみ示す 左：実施法人数 右：農産物の産出額（千円）

（2018年鹿児島県農村振興課資料および2018年生産農業所得統計により作成）

さらに、2018年の鹿児島県における農地所有適格法人の農業関連事業の組み合わせをみる（表7）。農地所有適格法人の18.1%が製造・加工事業と貯蔵・運搬・販売事業を、12.6%が製造・加工事業、貯蔵・運搬・販売事業、農作業受託事業を組み合わせで実施しており、12.2%が貯蔵・運搬・販売事業だけを実施している。また、農産物別に農地所有適格法人が5人以上存在している事業の組み合わせをみると、貯蔵・運搬・販売事業との組み合わせが多く、その組み合わせは米麦で52.3%、野菜で56.2%、果樹で53.0%、花き・花木で32.7%、畜産で31.8%を占めている。一方、工芸作物では製造・加工事業

表 6 鹿児島県における農地所有適格法人の農産物と農業関連事業 (2018 年)

	農地所有適格法人(総数)	製造・加工	貯蔵・運搬・販売	資材製造	農作業受託	農村滞在型余暇活動	農業関連事業無
米麦	65	27 41.5	38 58.5		34 52.3		17 26.2
野菜	197	94 47.7	114 57.9	26 13.2	55 27.9		65 33.0
果樹	49	19 38.8	30 61.2		8 16.3		17 34.7
花き・花木	58	11 19.0	23 39.7				32 55.2
工芸作物	237	171 72.2	149 62.9	12 5.1	62 26.2		45 19.0
畜産	217	54 24.9	75 34.6	11.5	25 12.9		28 12.9
その他	40	15 37.5	20 50.0		12 30.0		18 45.0
合計	863	391 45.3	449 52.0	74 8.6	203 23.5	5 0.6	313 36.3

注) 農地所有適格法人の農産物と農業関連事業は 2018 年 12 月末現在
 農地所有適格法人の農産物は粗収益 50%以上のものであり、それ以外の農産物や複合経営はその他に分類される
 上段：実施法人数 下段：農地所有適格法人の総数に占める当該事業実施法人数の比率 (%)
 5 法人以上存在している農産物と農業関連事業の組み合わせのみ示す
 (鹿児島県農村振興課資料により作成)

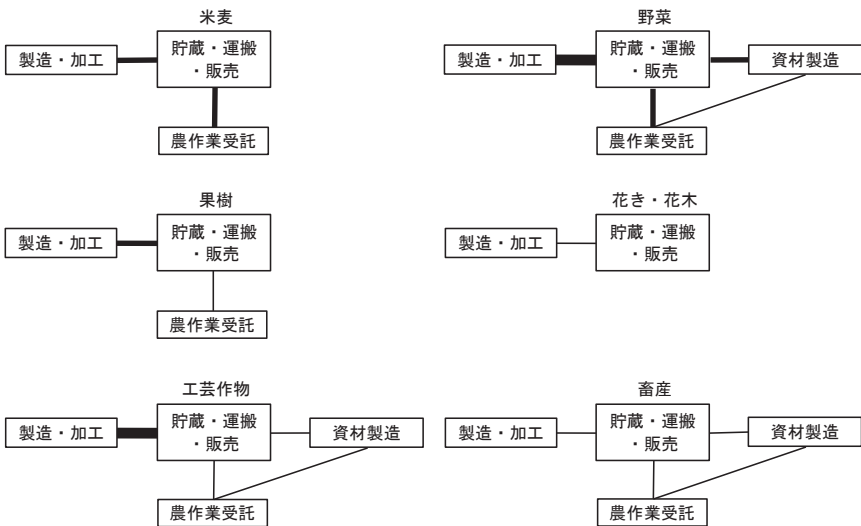
表 7 鹿児島県における農地所有適格法人の農業関連事業の組み合わせ (2018 年)

	農地所有適格法人(総数)	①	①+②	①+②+③	①+②+③+④	①+②+④	②	②+④	④	無
米麦	65		5 7.7			16 24.6	7 10.8	6 9.2	8 12.3	17 26.2
野菜	197	13 6.6	25 12.7	5 2.5	18 9.1	32 16.2	31 15.7			65 33.0
果樹	49		8 16.3			5 10.2	13 26.5			17 34.7
花き・花木	58		6 10.3				13 22.4			32 55.2
工芸作物	237	31 13.1	88 37.1		8 3.4	37 15.6	9 3.8		9 3.8	45 19.0
畜産	217	9 4.1	18 8.3	5 2.3	8 3.7	10 4.6	28 12.9			119 54.8
その他	40		6 15.0			8 20.0				18 45.0
合計	863	58 6.7	156 18.1	13 1.5	41 4.8	109 12.6	105 12.2	16 1.9	24 2.8	313 36.3

注) 農地所有適格法人の農産物と農業関連事業は 2018 年 12 月末現在
 農地所有適格法人の農産物は粗収益 50%以上のものであり、それ以外の農産物や複合経営はその他に分類される
 ①製造・加工 ②貯蔵・運搬・販売 ③資材製造 ④農作業受託 無：農業関連事業無
 上段：実施法人数 下段：農地所有適格法人の総数に占める法人数の比率 (%)
 5 法人以上存在している事業の組み合わせのみ示す
 (鹿児島県農村振興課資料により作成)

との組み合わせも 69.2%と多い。

これをもとに 2018 年の鹿児島県における農地所有適格法人の農業関連事業間の関係を示したのが図 6 である。このうち米麦、野菜、果樹、花き・花木、畜産では、農地所有適格法人は貯蔵・運搬・販売事業から他事業へと展開している。一方、農林水産省の作物統計調査によれば、鹿児島県における 2018 年の茶栽培面積が 8,410ha と全国第 2 位であることから、工芸作物の多くが茶生産であると推察できる。このため農地所有適格法人は工芸作物の生産では製造・加工事業から他事業へと展開しているといえる。



注) 農地所有適格法人の農産物と農業関連事業は 2018 年 12 月末現在
 農地所有適格法人の農産物は粗収益 50%以上のものであり、それ以外の農産物や複合経営
 はその他に分類される
 5 法人以上存在している事業の組み合わせのみ表示している
 農地所有適格法人の総数に占める当該事業実施法人数の比率
 ——— 20%未満 ——— 20 以上 40%未満 ■■■ 40%以上

図 6 鹿児島県における農地所有適格法人の農業関連事業間の関係 (2018 年)
 (鹿児島県農村振興課資料により作成)

V おわりに

本研究では農家が設立した農業法人の分布特性を分析するとともに、その事業展開も明らかにした。農地所有適格法人として農地利用方式で農業経営している農業法人の多くは農家が設立した農業法人や農外企業が出資した農業法人であり、一般法人として農地リース方式で農業経営している農業法人は農外企業が直接経営している農業法人であると考えられる。また、農外企業から出資を受けている農地所有適格法人の分布特性から、農地所有適格法人の多くは農家が設立した農業法人であると推察できる。このため日本および鹿児島県において、農地所有適格法人を中心に、その分布特性と事業展開を考察した。

日本における農地所有適格法人と一般法人の分布特性から、農家が設立した農業法人は北海道、東北地方、関東・東山地方、北陸地方、九州・沖縄地方に多く存在しているが、農外企業による農業参入は地方圏だけではなく三大都市圏でも多くみられる。また、農地所有適格法人の多くは主に米麦を生産しているが、各地方では野菜、果樹、畜産も主要な農産物である。このうち米麦生産は農作業受託事業、野菜生産は貯蔵・運搬・販売事業および製造・加工事業との関係性がみられた。

鹿児島県では市部において農業法人が多く、このほとんどが農地所有適格法人として農地所有方式で農業経営している。これらの農地所有適格法人は各農産物の産地において設立されており、その農産物を主にして農業経営している。農地所有適格法人の多くは全農産物で貯蔵・運搬・販売事業と製造・加工事業を実施している。農地所有適格法人は米麦、野菜、果樹、花き・花木、畜産では貯蔵・運搬・販売事業から他事業へと展開し、工芸作物の生産では製造・加工事業から他事業へと展開している。また、全農地所有適格法人の 36.3%は農業関連事業を実施しておらず、野菜、果樹、花き・花木、畜産でその比率が高い。それゆえ、農家が設立した農業法人は各農産物の生産を農業経営の基軸にしながらも、そこから自社による農産物の輸送と販売を中心にした事業を展開していると考えられる。

【謝辞】

本研究を進めるにあたって、鹿児島県農政部農村振興課には資料の提供に御協力いただきました。ここに記してお礼申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費 JP17K03266（研究課題：輸入農産物影響下における野菜生産法人の増加と産地再編成）の助成を受けたものである。

【参考文献】

- 石田一喜 2011. 企業参入が地域農業に与える影響. 農業研究, 24, 227-259.
- 大仲克俊 2018. 『一般企業の農業参入の展開過程と現段階』農林統計出版.
- 大野備美・納口るり子 2013. 小売業の農業参入事例分析—大手小売2社の比較—. 農業経営研究, 51-3, 79-84.
- 岡田 登 2020. 『野菜産地の変容と生産組織』農林統計出版.
- 小田滋晃・長命洋祐・川崎訓昭・長谷 祐 2013. 次世代を担う農企業戦略論 研究の課題と展望. 生物資源経済研究, 18, 43-60.
- 柏木純香 2019. 植物工場における野菜生産の意義とその多様性—関東地方の人工光型植物工場を事例に—. 経済地理学年報, 65, 177-191.
- 栗林 賢 2019. 北海道の大規模畑作地帯における販売面に関する取り組みの多様化とその背景, 課題. 地学雑誌, 128, 189-208.
- 後藤拓也 2015. 企業による農業参入の展開とその地域的影響—大分県を事例に—. 経済地理学年報, 61-1, 51-70.
- 後藤拓也 2016. 食品企業による生鮮トマト栽培への参入とその地域的影響—カゴメ(株)による高知県三原村への進出を事例に—. 地理学評論, 89-4, 145-165.
- 後藤拓也 2019. 日本における植物工場の立地展開に関する地理学的分析. 広島大学大学院文学研究科論集, 79, 97-109.
- 齋藤文信・清野誠喜 2013. フードサービス業による農業参入に関する一考察—ローカルチェーンを対象に—. 農林業問題研究, 49-1, 148-153.

- 渋谷往男 2014. 企業の農業参入の類型と特徴. 食農資源経済論集, 651, 1-11.
- 新開章司 2014. 企業の農業参入の成立条件と地域農業への影響. 食農資源経済論集, 65-1, 35-42.
- 高柳長直・川久保篤志・中川秀一・宮地忠幸編 2010. 『グローバル化に対抗する農林水産業』農林統計出版.
- 多田ひかり・長野宇規・小寺昭彦 2011. 農業参入企業の持続的経営と地域貢献の関係. 農村計画学会誌, 30, 231-236.
- 田林 明・菊地俊夫 2016. 北陸地方における農業の存続・成長戦略. E-journal GEO, 11, 425-447.
- 日本農業経営学会 2018. 『家族農業経営の変容と展望』農林統計出版.
- 日本農業法人協会 2017. 『農業経営法人化ガイドブック』.
- 堀江達哉 2018. トマト生産者による加工・販売事業の実態と課題—ビジネスモデルの概念による評価—. 新近畿中国四国農業研究, 1, 49-58.
- 室屋有宏 2015. なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか—地域にみる参入の構造と特徴—. 農林金融, 5, 20-35.